「情報公開文書」

課題名:人工知能を活用した眼疾患の病態解明

1. 研究の対象

2016年4月~2023年3月当施設にて眼科検査を含む健診を受けられた方

2. 研究期間

2020年5月~2025年4月

3. 研究目的

この「人工知能を活用した眼疾患の病態解明」では、ご同意の上で採取した眼科検査データを用いて、検査機器データと視機能との相関を調査し、検査機器の改良・新規開発を行い、様々な眼疾患の発症や進行のリスク原因を調べる研究に使用させて頂く予定です。

4. 研究方法

診療録から問診の情報及び診療の経過、診察所見,手術所見および各種検査所見など、視機能障害の方とそうでない方で比較や検討を行います。

調査した項目について、人工知能を活用し、視機能障害の方とそうでない方について統計的な解析を行い、眼疾患の発症、進行、治療に関連する因子及び特徴を明らかにし、人工知能による解析、および解析を通じた診断補助を目的としたソフトウェア・ハードウェアの開発をめざします。

当施設は本研究機関にデータ提供を行います。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報:年齢、性別、問診事項、採血データ、眼底写真、OCT 画像等

6. 外部への試料・情報の提供

情報は個人が特定できないよう仮名化し、記録媒体、電子的配信等により東北大学へ提供します。東北大学は、理化学研究所・トプコン・NEC、株式会社 SAI その他解析施設等に画像処理や検査データ解析を委託することがあります。

対応表は、当施設の研究責任者が保管・管理します。

7. 研究組織

共同研究機関

- ·機関名:株式会社 Adansons
- ·研究責任者等の氏名:(役員兼技術顧問 木村芳孝)
- •機関名:株式会社 aiforce solutions
- •研究責任者等の氏名:西川智章 (aiforce solutions CEO)
- ・機関名:オムロン サイニックエックス株式会社
- ·研究責任者等の氏名:諏訪 正樹 (代表取締役社長 CEO)
- ・機関名:星陵眼科 緑内障クリニック
- •研究責任者等の氏名:山﨑 舞
- ・機関名・星眼科医院
- •研究責任者等の氏名: 星秀二
- •機関名•阿部眼科診療所
- •研究責任者等の氏名: : 阿部信一
- ・機関名・みたき健診クリニック
- ・研究責任者等の氏名: 木村 光政
- ・機関名・みたき総合病院
- ・研究責任者等の氏名: 宮内 正之
- ·機関名·中京眼科視覚研究所
- ・研究責任者等の氏名: 市川一夫
- •機関名•総合青山病院
- ・研究責任者等の氏名: 市川 慶
- ・機関名・杜の都産業保健会
- ・研究責任者等の氏名: 山田 章吾
- •機関名•宮城県成人病予防協会
- ・研究責任者等の氏名: 田中 徹

8. 利益相反(企業等との利害関係)について

研究代表機関である東北大学では、研究責任者のグループが公正性を保つことを目的に、情報公開文書において企業等との利害関係の開示を行っています。

本研究は、東北大学眼科の運営費交付金及び以下の補助金を使用し、通常診療の範囲内にて実施します。

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究における企業等との利害 関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、東北大学利益相反マネジメント 委員会の承認を得たうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係についての公正性を保 ちます。

9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先:

一般財団法人 杜の都産業保健会

扣当者:鎌倉 克行

連絡先: 〒983-0031 宮城県仙台市宮城野区小鶴 1-21-8

電話番号:022-251-8211

責任者:一般財団法人 杜の都産業保健会 山田 章吾

研究代表者:安田 正幸

所属:東北大学病院 眼科

連絡先: 〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL 022-717-7294 FAX 022-717-7298

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先: 「9. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象 者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学病院個人情報保護方針】

http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- < 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>
- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合